

48th 進路だより

NO.9

2020年7月21日

大東市立深野中学校
進路担当：入江 早蓉

評価・進路の説明会アンケートについて

7月3日（金）に保護者対象の「評価・進路の説明会」がありました。ご参加ありがとうございました。遅くなりましたが、説明会でいただいたご質問について回答させていただきます。

Q1. 公立高校を希望しています。私立高校がたくさんあって、どのように併願校を決めたいのか悩んでいます。

A. 現在、大阪府には通信制高校も含め約100校の私立高校があります。また、コースや学科もさまざま、選択肢が増えた分、どのように決めてよいのか悩まれると思います。公立高校への進学を希望されている場合であっても、私立高校は3年間通う可能性がある学校としてしっかりと選んでいただくことをおすすめします。まずは、家から高校までの通学手段や時間、学習内容や校風、部活動の様子、高校卒業後の進路など具体的にその学校で過ごすことをイメージした上で、高校説明会やオープンスクール等を利用して私立高校の情報を集めてください。複数の候補校があってもかまいません。また、学力面での不安や相談については、担任を通じてご相談いただけたらと思います。学校も一緒になって進路選択について考えていきます。

Q2. 私学授業料無償化についてもっと詳しく教えてほしい。

（一人親家庭の場合や、ふるさと納税はどうなるのか？）

A. 私学授業料無償化は、一人親家庭の場合でも受けることができます。

私学授業料無償化制度については、変更点がある場合があります。これからお伝えするのは「令和2年度入学生」の制度です。令和3年度以降変更がある場合は改めてお知らせいたします。

■私学授業料無償化の内容（令和2年度7月からの制度です）

①就学支援金（国制度）※入学時に学校で手続きを行います。

【就学支援金の支給額】※親権者全員の額

課税標準額×6%—調整控除額	全日制・専修学校高等課程等	通信制高校
154,500円未満	月額33,000円（年額396,000円）	1単位あたり12,030円
304,200円未満	月額9,900円（年額118,000円）	1単位あたり4,812円
304,200円以上	対象外	対象外

②授業料支援補助金（府制度）※大阪府内在住の生徒・保護者が対象

【受給条件】

- ・生徒とその保護者（親権者全員）が大阪府内に在住していること。
- ・10月1日に大阪府内の私立高校等に在学していること。
- ・生徒が就学支援金を受給していること。
- ・保護者の所得が基準内であること。
- ・進学する私立高校が指定する期日までに必要な手続きを行うこと。
（※手続きは進学先の私立高校等で行います。）

【授業料支援の内容】

- ・保護者（親権者全員）の所得が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（60万円）を上限に補助金が交付されます。（授業料60万円未満の学校は、その額が上限になります。）授業料が60万円を超える場合でも、60万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は実質無償となります。
- ・保護者（親権者）の所得が下表のBまたはCランクに該当し、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯については「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます。

所得区分	課税標準額×6%—調整控除額	就学支援金（国）①	授業料支援補助金（府）②	支援額の計①+②	保護者負担※授業料60万円の場合
Aランク	154,500円未満	396,000円	204,000円	600,000円	0円
Bランク	251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(600,000円) <500,000円> 400,000円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(500,000円) <300,000円> 118,800円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
対象外	304,200円以上	0円	0円	0円	600,000円

※3段書きの< >内は、私立高校生を含めて2人の子どもを扶養する世帯の場合

()内は、私立高校生を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯の場合

→裏面に続きます

③就学支援金（国）・授業料支援補助金（府）の所得区分と年間支給額

【授業料が年間60万円の学校の場合】

A：年収目安（※1） 所得判定基準	保護者の負担額		
	子ども 1人世帯	子ども 2人世帯（※2）	子ども 3人世帯（※2）
B：1回目（令和2年6月以前） 住民税所得割額（親権者合算） C：2回目（令和2年7月以降） 課税標準額に基づく所得判定額（親権者合算）			
A：～590万円未満 B：生活保護・非課税・257,500円未満 C：生活保護・154,500円未満	無償	無償	無償
A：590万円～800万円未満 B：257,500円以上 418,500円未満 C：154,500円以上 251,100円未満	20万円	10万円	無償
A：800万円～910万円未満 B：418,500円以上 507,000円未満 C：251,100円以上 304,200円未満	481,200円	30万円	10万円
A：910万円以上 B：507,000円以上 C：304,200円以上	60万円	60万円	60万円

（※1）年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。年収はめやすであり、実際には保護者（親権者全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（令和2年7月以降は課税標準額に基づく判定額）で判定します。

（※2）19歳以上は、高校等や大学等の在学者に限ります。

※その他、制度に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

大阪府 府民お問い合わせセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001（平日9:00～18:00）

Q3. 奨学金制度について詳しく教えてください。

A. 奨学金制度はいくつかの種類があり、多くの家庭が申込みれるものに「大阪府育英会奨学金貸付」

があります。10月頃に案内が届きますので、再度、詳細が決まり次第（2学期）、お伝えします。

貸付金額等は、昨年度の資料（右ページ）を参考資料で載せておりますので、ご確認ください。

こちらの奨学金制度は、「予約募集」と「在学募集」があります。

「予約募集」は、中学校3年生を対象としています。

○予約募集

高等学校等に進学する前の毎年秋に、中学校三年生等を対象に募集。

（入学時増額奨学金貸付を含む）

○在学募集

高等学校等に在学している生徒を対象に、毎年春に募集。